

防災ラジオ申請はお済みですか？

緊急地震速報など、防災情報がいち早く放送されます。申請は防災危機管理課まで。

☎防災危機管理課
TEL 23-7284



☒石岡本庁舎 TEL 23-1111 (代)

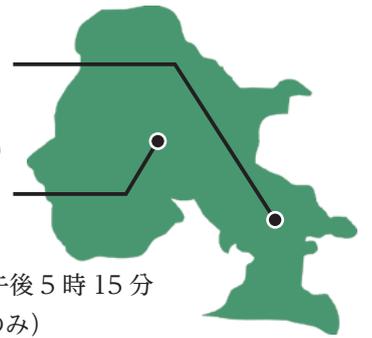
〒315-8640
石岡市石岡一丁目1番地1

☒八郷総合支所 TEL 43-1111 (代)

〒315-0195
石岡市柿岡5680番地1

開庁時間：☒～☒ 午前8時30分～午後5時15分

※水曜日は午後7時まで（一部業務のみ）



くらし・手続き

**10月は土地月間です！
土地取引の後には届出を**

▼10月は、土地に関する普及啓発活動を行う「土地月間」です。一定面積以上の土地取引を行うと、届出が必要となります。

届出が必要な面積／

- ・市街化区域2000㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域5000㎡以上
- ・それ以外の区域1万㎡以上

届出が必要な取引／売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権

の譲渡または設定などの譲渡または設定など

届出期限／契約締結日から2週間以内

※詳しくは問い合わせまたは市ホームページをご確認ください

☒政策企画課

TEL 23・7277



完了検査の受検について

▼都市計画法第29条の規定に基づく開発許可を受けた人は、工事が完了したときに

は市長に完了届を提出し、完了検査を受ける必要があります。検査済証の交付を受けていないと、将来の増改築または用途の変更などの際に支障が生じることがありますので、必ず完了検査を受けてください。

☒建築住宅指導課

TEL 23・5526

空家バンクに

登録しませんか？

▼空家バンクは、空家を売りたい・貸したいと考える所有者と、買いたい・借りたいと考える利用希望者の橋渡しをする制度です。地域の活性化と定住促進のため、物件の登録を募集しています。

使用する予定のない空家をお持ちの人はお気軽にご相談ください。また、親戚や知り合いなど、空家を所有している人へ空家バンクの活用をおすすめください。

※空家の状況によっては、登録できない場合もあります。

☒建築住宅指導課

TEL 23・5526

**耐震シェルターなどの
設置に補助金**

▼地震による人的被害の軽減を図るため、耐震シェルターなど（※）を設置する人に補助金を交付します（要事前申請）。

※公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルターまたは耐震ベッド

補助金／購入、運搬および設置に要する費用の2分の1（上限：20万円）

対象住宅／

- ①市内の昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
- ②所有者が、現に居住している住宅
- ③一般耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満
- ④国・県・市の耐震シェルターなどの設置または耐震改修に対する補助金の交付を受けていない
- ⑤対象となる住宅の1階部分のうち、主要な居住室の1室に設置するもの

☒防災危機管理課

TEL 23・7284

広告掲載欄

広告掲載欄

くらし・手続き

忘れてませんか？

国民健康保険・後期高齢者医療制度の手続き

▼国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入・脱退するときは、世帯主や後期高齢者の人が14日以内に届出が必要です。
次のようなときには手続きを行ってください。

- ①職場の健康保険からの脱退・加入
- ②転入・転出
- ③出生・死亡

※保険料(料)の納付は口座振替が便利です。納期限ごとに自動振替になるので、納め忘れの心配がなくなります。

国民健康保険年金課

TEL 23・5557 (国保)
TEL 23・7318 (後期)

国民健康保険の届出についてはこちらから▼
後期高齢者医療制度についてはこちらから▼



農業者年金に加入して豊かで安心な老後を！

▼農業者のための公的な年金制度です(任意加入)。

加入資格

- ・20歳以上60歳未満
 - ・年間60日以上農業に従事
 - ・国民年金第1号被保険者
- 加入資格にあてはまる人はお問い合わせください。

農委農業委員会事務局

(内線1364)

年金生活者支援給付金制度について

対象者/①世帯員全員が市町村民税非課税で、年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下の、65歳以上の老齢基礎年金受給者

②前年の所得額が約47.2万円以下の、障害基礎年金・遺族基礎年金受給者

請求方法/①新たに給付金の対象になる人には、9月上旬頃から日本年金機構より請求案内が届きます。
②これから年金を受給し始める人は、年金請求手続きと

併せて手続きしてください。

国民年金機構「給付金専用ダイヤル」

TEL 0570・054092

障がいがある児童を養育する人などへ

障がいがある児童を養育する人
特別児童扶養手当

▼20歳未満の障がい児の父母または養育者に対して手当を支給する制度

在宅心身障害児福祉手当

▼20歳未満の在宅心身障がい児を介護している保護者に手当を支給する制度

在宅で重度の障がいがある人特別障害者手当

※障害児福祉手当と併給不可
▼身体または精神に障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の障がい者に対して手当を支給する制度

障害児福祉手当
▼身体または精神に障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅の障がい児に対して手当を支給する制度

※在宅心身障害児福祉手当と併給不可

支給要件や支給金額などの詳細は市ホームページをご確認ください



国民社会福祉課

TEL 23・5569

難病患者に福祉見舞金が支給されます

対象者/令和4年10月1日現在、市内に住所があり、難病患者(指定難病特定医療費助成の対象338疾病該当者)で継続的治療が必要と診断された人

見舞金額/1人につき年額3万円

申請方法/10月3日(金)〜令和5年3月31日(金)(閉庁日は除く)に必要書類を添付の上、窓口へ直接または郵送で申請

※期間内に申請がない場合は支給できません。

申請場所/①国民社会福祉課
②市民窓口課
国民社会福祉課
TEL 23・5569

広告掲載欄

広告掲載欄

くらし・手続き

募

講座・教室

相

談

おしらせ

健康

イベント・催し